

令和8年度

学校開放ナイター利用の手引き

— 新潟市学校開放事業 —

« 目 次 »

1	学校開放事業とは	・	・	・	・	・	・	・	p	2
2	ナイター施設の利用	・	・	・	・	・	・	・	p	2
3	ナイター施設の使用料	・	・	・	・	・	・	・	p	3
4	使用料の免除	・	・	・	・	・	・	・	p	4
5	利用券の受取方法	・	・	・	・	・	・	・	p	4
6	利用券の払戻し	・	・	・	・	・	・	・	p	5
7	問い合わせ・連絡先一覧	・	・	・	・	・	・	・	p	6

※基本事項は「令和8年度 学校開放利用の手引き」を
ご確認ください。

新潟市教育委員会
生涯学習推進課
令和7年12月

1 学校開放事業とは

市民の体育活動、文化活動、地域活動の普及・推進や子どもの健全育成を図るため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に開放するものです。

ナイター施設の利用期間は、4月1日から11月30日（横越中学校のみ10月29日まで）です。学校が閉庁となるお盆（8月8日～16日及び前後数日間）は、原則事業を休止します。

2 ナイター施設の利用

- (1) 定期利用の場合、1団体につき、原則週に1回1つのナイター施設を利用できます。
- (2) 利用時間は、原則19：00～21：00です。（明鏡高校は土曜日のみ利用可）
- (3) 開放する施設は次のとおりです。

開放施設	種 目	曜日決定	利用方法
東山の下小学校 グラウンド	ソフトボール、 サッカー		2か月ごとに学校で開催される 調整会議に出席する。
大形中学校 テニスコート	テニス		年度当初に決められた曜日を利 用し、利用しない場合は東区担 当課へ連絡する。
明鏡高校 テニスコート	テニス	抽選会 又は協議で 利用の曜日 を決定	年度当初に決められた曜日を利 用し、利用しない場合は中央区 担当課に連絡する。
内野小学校 グラウンド	ソフトボール、 サッカー		年度当初に決められた曜日を利 用し、利用しない場合は西区担 当課に連絡する。
岩室小学校 グラウンド	野球、サッカー		年度当初に決められた曜日を利 用し、利用しない場合は岩室地 区公民館に連絡する。
和納小学校 グラウンド	野球、サッカー		
岩室中学校 グラウンド	野球、サッカー		
東新潟中学校 グラウンド	野球	抽選会なし (その都度 決定)	利用の1か月前から東区担当課 へ予約連絡する。
横越中学校 グラウンド	野球、サッカー		利用の1か月前から江南区担当 課へ電話予約する。

(4) 利用のきまり

- ・グラウンドコンディションが悪い場合は使用できません。
- ・利用時間内に、レーキをかけるなどのグラウンド整備をしてからお帰りください。
- ・基本的なきまりは、「令和8年度 学校開放利用の手引き」でご確認ください。
- ・利用しない場合は、事前に各区担当課（p 6）に連絡をしてください。なお、管理指導員がいる学校の場合で、土・日・祝日の利用日当日に利用しないことが決まった場合は、管理指導員に直接連絡をしてください。

3 ナイター施設の使用料

(1) 使用料の納付の代わりに、ナイター施設利用券の購入手続きが必要です。

(2) 利用券は、「30分1枚券」と「12枚つづり回数券」の2種類があります。

「12枚つづり回数券」は、11枚分の代金で12枚購入できます。

開放施設	30分1枚券	12枚つづり回数券
東山の下小学校グラウンド	450円	4,950円
大形中学校テニスコート	150円	1,650円
東新潟中学校グラウンド	1,350円	14,850円
明鏡高校テニスコート	100円	1,100円
横越中学校グラウンド	1,500円	16,500円
内野小学校グラウンド	400円	4,400円
岩室小学校グラウンド	300円	3,300円
和納小学校グラウンド	300円	3,300円
岩室中学校グラウンド	850円	9,350円

(3) 利用の際は、利用券を管理指導員に渡してください。免除の認定を受けた場合も、利用の都度、利用券を渡してください。

(4) 管理指導員がいない施設を利用する場合は、後日、使用した分の利用券を各区担当課（p 6）へ提出してください。

(5) 横越中学校を利用する場合は、利用券を横越総合体育館でコインと交換し、専用機に投入してください。

(6) 利用は2時間単位（19：00～21：00）です。

ただし、降雨等のため利用できなくなった場合は、30分につき1枚を返還します。

(7) 利用券の利用期限は年度内になりますのでご注意ください。

4 使用料の免除

(1) 免除対象となる団体

- ①義務教育終了前の子どもの健全な育成を図ることを目的とする団体で、義務教育終了前の子どもとその指導者又はその活動の補助者とが共に活動するもの
- ②公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体
- ③その他、市長が特に必要があると認める団体

(2) 免除申請書の入手方法（下記のいずれかで入手できます）

- ①各区担当課の窓口
- ②新潟市ホームページ「学校開放事業」

(3) 申請書の提出方法

利用施設や曜日が決まつたら、利用許可申請書と併せて免除申請書を区役所担当課へ提出してください。

(4) 免除の認定通知

3月下旬～4月初めに郵送します。

(5) その他

免除の認定団体でなくなった場合には、速やかに活動している各区担当課へ申し出てください。必要な書類を提出していただき、以後の活動についての使用料を納入していただきます。

5 利用券の受取方法

(1) 申込のながれ

①申込

各区役所担当課、公民館、または生涯学習推進課へ、直接または電話でお申し込みください。

必要枚数、受け取り場所、住所、氏名、連絡先をお知らせください。

②代金の納入

免除の認定を受けていない場合は納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関（東区、中央区、西区役所窓口でも可）で代金を納入してください。

③利用券の受取

「(東区、中央区、江南区、西区) 各区担当課窓口」「(西蒲区) 岩室地区公民館」のいずれかで利用券をお受け取りください。使用料免除の認定団体の場合は、利用券を郵送することも可能ですので、ご希望の場合は申込時にお伝えください。

横越中学校を利用する団体については、横越総合体育館で利用券の代用となるコインを受け取って利用してください。

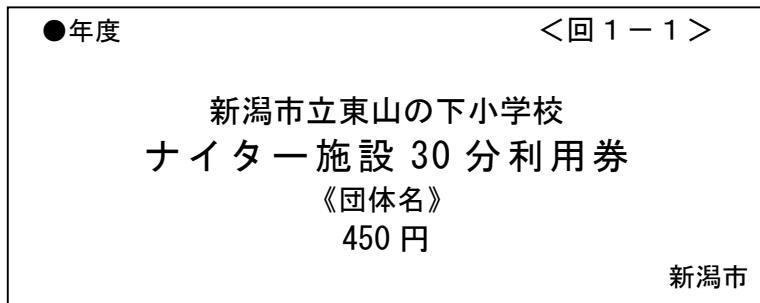
※利用券やコインの受け取りの際には、受領証（納付したときに金融機関から返却される券）をお持ちください。

(2) 注意事項

- ①現金で利用することはできません。
- ②管理指導員から購入することはできません。

- ③電話申込のあと納入通知書をお送りするまでに1週間程度かかりますので、余裕をもってお申し込みください。
- ④利用券は、購入団体のみが使用できます。他団体への譲渡はできません。

【利用券の見本】



6 利用券の払戻し

- (1) 発行年度の利用券に限り、払戻しができます。
- (2) 払戻しは「還付申請」の手続きによって行います。(ナイター利用券を添付)
- (3) 申請期限は、発行年度の3月31日です。
- (4) 還付申請書は、次のいずれかの方法で入手できます。
- ①各区担当課の窓口
 - ②新潟市ホームページ「学校開放事業」
- (5) 必要事項を記入したら、発行年度の3月31日までに生涯学習推進課へご提出ください。申請期限を過ぎると払戻しができません。ご注意ください。
- (6) 還付は、原則口座振込による受け取りとなります。
- (7) 還付額
- ①30分利用券・・・額面どおり
 - ②回数券 ・・・回数券の額面を12で割り、払戻しを受ける枚数を乗じた額
(100円未満切捨)
- 【例】東山の下小学校の回数券が5枚余った場合
 $4,950 \div 12 \times 5 = 2,062$ 2,000円の還付
- (8) 申請の後、実際の還付までに1~2か月かかることがあります。ご了承ください。

7 問合せ・連絡先一覧

開放施設	問合せ先・電話番号	
東山の下小学校グラウンド	東区地域課 産業文化振興室	025-250-2170
大形中学校テニスコート		
東新潟中学校グラウンド		
明鏡高校テニスコート	中央区地域課 産業文化振興室	025-223-7041
横越中学校グラウンド	江南区産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	025-382-4689
内野小学校グラウンド	西区地域課 文化・スポーツグループ	025-264-7193
岩室小学校グラウンド	岩室地区公民館	0256-72-8844
和納小学校グラウンド		
岩室中学校グラウンド		
	教育委員会事務局 生涯学習推進課	025-226-3232